Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十九年四月十二日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年六月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第25950号
2　登録年月日　平成29年4月12日
3　農林水産植物の種類
Actinidia Lindl.
4　登録品種の名称　TSECHELIDIS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
AGROHARA CORPORATION
EPISKOPI ANTHEMION, IMATHIA, 59035, GREECE

○農林水産省告示第千十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十九年四月二十五日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年六月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第25981号
2　登録年月日　平成29年4月25日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BRE10FB011
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

○農林水産省告示第千十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の四第二項の規定に基づき、平成二十九年一月三十日農林水産省告示第百六十一号（漁船損害等補償法第百十三条の四第二項の農林水産大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の四第二項の規定に基づき、平成二十九年一月三十日農林水産省告示第百六十一号（漁船損害等補償法第百十三条の四第二項の農林水産大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

第一号㈠の注7(1)中「船齢及び」を「動力漁船に係る船齢及び」に改める。

○農林水産省告示第千十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十八条の二第二項の規定に基づき、平成二十九年一月三十日農林水産省告示第百六十五号（漁船損害等補償法第百十八条の二第二項の農林水産大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

注4を削る。

○農林水産省告示第千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町八総字建野乙四四九の一、字高平丙五三の一、字御天狗山乙四五〇の一から乙四五〇の六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市法花寺字杉ノ戸四五一の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市黒川字古坊中一八〇二の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

道路の種類　一般国道　前　二八・六〇～四三・三〇メートル

路線名　七号　後　三〇・七〇～五二・五〇メートル　〇・〇九三キロメートル

道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

酒田市東両羽町一一〇番から同市東両羽町七番四まで　前　二八・六〇～四三・三〇メートル　後　三〇・七〇～五二・五〇メートル　〇・〇九三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所